

授業に出席して定期試験の受験資格を得ること （「履修」）について

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修を登録することに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。

- ① 履修登録…………… 各学期の初めに、単位を修得しようとする科目について届け出なければなりません。
- ② 履修…………… 履修登録した科目の所定の授業回数の 70%以上に出席して、定期試験の受験資格を得ることをいいます。
- ③ 授業回数…………… 1 単位科目は8回または 15 回、2 単位科目は 15 回が基本となります。「薬学教育シラバス」に記載されている各授業科目の内容を参照してください。
- ④ 出席状況…………… 出欠確認システムより随時確認できます。
- ⑤ 失格…………… 履修登録科目への出席が、所定の授業回数の 70%に満たない場合、定期試験の受験資格を得ることができません。その科目の単位が必要な場合は、次年度以降、あらためて履修し直さなければなりません（「再履修」）。
- ⑥ 公欠席…………… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合（就職試験、大学院入試等）、あるいは教授会で特別に認められた場合は公欠席とし、欠席回数に算入されません。薬学課まで申し出てください。

単位を「修得」することについて－Ⅰ

「履修」によって受験資格を得た上で定期試験を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績に出席状況、レポート（課題）の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。

- ① 定期試験…………… 多くの科目は、定められた試験期間中に筆記試験を行います。科目によっては、異なる時期に実施したり、レポートの提出が求められたりします。
- ② 成績の評価…………… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、優・良・可を合格、不可を不合格とします。
- ③ 修得…………… 定期試験等を受験した結果、60 点以上の評価を得て合格し、その科目の単位を認定されることをいいます。
- ④ 疑義照会…………… 自己採点と異なる結果になった場合、成績発表後から定められた期間内（おおよそ土日祝日を除く2日間程度）で疑義を申し出ることが可能です。

単位を「修得」することについて－Ⅱ

定期試験の結果が不合格だった場合、定期試験をやむを得ず欠席した場合、あるいは特定の科目の単位を修得できないまま進級した場合は、次のように単位修得の機会が用意されています。別掲のフローチャートを併せて参照してください。

- ① 再試験…………… 定期試験を受験した結果、60 点未満の評価で不合格だった場合、もしくは定期試験の欠席理由が正当でないと判断された場合に受験します。試験日の 2 日前までに証明書自動発行機で再試験受験票を発行（購入）してください（1 科目 2,000 円）。再試験に合格した場合、原則として成績は「可」の評価となります。
- ② 追試験…………… 正当な理由でやむを得ず定期試験を受験できなかった場合に受験できます。受験の可否は i-Portal にてお知らせします。受験が認められた場合は、試験日の 2 日前までに「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要です。薬学課窓口まで申し出てください。なお、受験料は不要です。
- ③ 試験欠席届…………… やむを得ず定期試験を受験できなかった場合、試験終了後 1 週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）添付の上、届け出なければなりません。薬学課窓口へ申し出てください。届け出がない場合は「履修無効」となります。
- ④ 履修無効…………… 定期試験を欠席し、試験終了後 1 週間以内に「試験欠席届」が提出されない場合はその科目の履修が無効となります。単位を修得するためには、次年度以降に「再履修」しなければなりません。
- ⑤ 未修得科目再試験…………… 必修科目において、単位未修得の科目を有して進級した場合、次年度の所定の時期に再試験が行われます。

次の学年へ進級することについて

第 1 学年～第 4 学年

在籍している学年で、所定の科目数以上を修得することによって、次の学年に進級することができます。進級の可否についての判定は毎年 3 月に行われます。

- ① 進級…………… 次の学年へ進級するためには、実習科目を除き、その学年の必修科目の合計の 80%以上の科目数を修得することが基本となります。(実習科目の修得は進級の必須要件です。)進級基準の詳細は「薬学部履修規程」第 3 章を参照してください。
- ② 留年…………… 次の学年への進級基準を満たしていない場合、次年度も同一学年に留め置きとなります。当該学年に配当されている未修得必修科目及び失格・履修無効となった必修科目は「再履修」しなければなりません。また、「再度履修」の制度も用意されています。
- ③ 再履修…………… 次のような場合に該当し、もう一度授業を受け直すことをいいます。
 - 1. 失格または履修無効となった必修科目を有して進級した場合。
 - 2. 失格、履修無効または不合格となった選択科目を有して進級し、その科目の単位を修得しようとする場合。
 - 3. 留年した場合で、未修得の必修科目、ならびに未修得の選択科目を修得しようとする場合。
- ④ 再度履修…………… 留年した場合で、すでに単位を修得している科目を再び履修することを言います。試験を受験して前年度より高い評価を得た場合は、高い方の評価がその科目の評価となります。

*第 4 学年においては、上記①の進級要件の他、共用試験(CBT、OSCE)に合格しなければ第 5 学年に進級することはできません。

第 5 学年～第 6 学年

第 5 学年～第 6 学年は、長期実務実習及び総合薬学研究などのため、第 5 学年より第 6 学年前期にわたり配当されている授業科目については、第 6 学年前期末に判定を行います。(「薬学部履修規程」参照)